

委託契約書 変更のお知らせ  
（「産業技術力強化法第 17 条の適用に関する特約」について）

現在、宇宙戦略基金事業の委託事業によって得られた知的財産権の出願費用につきましては、委託契約書「産業技術力強化法第 17 条の適用に関する特約」（以下「特約」という。）第 1 条第 5 項において「出願費用支出申請書」（様式 1 2）の提出による事前承認を定めています。

しかし、本申請内容につきましては、知的財産権届出書に記載いただく内容やその他既に JAXA 側で確認している情報で充足しており、また委託契約書第 1 0 条に基づく契約金額の確定（以下「額の確定」という。）のため行う確定検査における妥当性等の確認や協議を待たず本出願費用の確定がなされると誤認する可能性があることから、今後は出願費用支出申請における事前承認手続きを不要とする運用に変更いたします。本運用変更に伴い、これまでに公募された技術開発テーマにおいて適用する「委託契約書」特約を下記のとおり改正いたします。

また、本出願費用については、直接経費に計上いただくこと自体は問題ございませんが、上述のとおり最終的な経費支出の妥当性等の確認や協議は確定検査時におこなうものいたします。

本運用変更は JAXA 側での事前承認を経ない運用となるため、各機関の皆さまにおいて入念なご確認が行われていることを前提として、手続きの簡略化を行うものです。この点を十分にご留意ください。

なお、知的財産権届出書につきましては、知的財産権が得られた際には遅滞なくご提出いただきますが（例：発明が生まれた時点、プログラムが完成した時点等。）、額の確定時に必要な資料となりますので、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

記

（産業技術力強化法第 17 条の適用）

第 1 条 本契約第 2 2 条第 1 項に基づき、乙が知的財産権を乙等に帰属させることを希望する場合は、乙は、本契約第 2 1 条に基づく知的財産権の報告と合わせてその旨を甲に届け出るものとする。また、乙は次の各号に定めるすべての事項を遵守するものとする。

- （1） 当該知的財産権の利用状況について、甲の定めるところにより報告すること。
- （2） 甲の求めに応じ、甲の研究開発目的で当該知的財産権を利用する権利（以下「通常実施権」という。甲が甲の研究開発目的で第三者をして利用する場合を含む。）を無償で許諾すること。
- （3） 甲が、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求める（以下「許諾要請」という。）ときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （4） 乙は、乙等が甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ 乙等が株式会社である場合で、その子会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合（ただし、その子会社又は親会社には外国会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。）を含まないものとする。）

ロ 乙等が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進

に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙等が技術研究組合である場合で、その組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項の適用により乙等に帰属した知的財産権の持分については、乙等間で協議のうえ決定し甲に報告する。

3 甲は、乙等に帰属した知的財産権の取扱いに関して、助言することができるものとする。

4 乙は、乙等に帰属した知的財産権に係る出願又は申請（以下「出願等」という。）が行われたとき及び当該出願等に関して設定の登録を受けたときは、当該出願等の日又は登録の日から60日以内に、別途定める様式によりその旨甲に報告しなければならない。

5 乙は、知的財産権の出願に要する費用を本契約の直接経費より支出できるものとする。この場合において、甲及び乙は、当該費用の必要性や妥当性について本契約第10条に基づく契約金額の確定時に確認及び協議するものとする。

～以下省略～

なお、ステージゲート評価又は中間評価後の契約変更時に改めて本改正内容を反映した「委託契約書」を締結いたします。契約変更に先立ち、現状では本お知らせをもって本改正内容を踏まえた運用に変更いたします。

以上、ご不明な点等がございましたら下記 URL の案内に沿ってご連絡ください。

「基金事業全般に関するお問い合わせ」<https://fund.jaxa.jp//contact/inquiry01/>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
宇宙戦略基金事業部長 内木 悟